

中国情報発信誘客促進事業企画提案募集要領

中国情報発信誘客促進事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 中国情報発信誘客促進事業

2 事業目的

インバウンドの誘客拡大に向け、東北のゲートウェイである仙台空港の利用客を増やすためには、広域での一体的な取組による認知度向上が必要である。

中国からの訪日観光客は個人旅行（以下「FIT」と言う。）化が進み、FIT客の旅行手配においてはオンライントラベルエージェント（以下「OTA」と言う。）サイトを利用した旅行商品購入が主流であることから、OTAを活用したFIT向けのプロモーションによる旅行商品販売促進が効果的である。

本事業では、宮城県・山形県の旅行商品を造成しOTAサイトで販売するとともに、動画広告等により旅行先としての両県の認知度を高め、誘客に結び付けることを目的とする。

3 契約期間 契約締結の日から平成32年3月15日まで

4 実施場所 宮城県及び山形県

5 契約の相手方の選定

本事業は、宮城県及び山形県の連携事業であり、宮城県が幹事県として公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 事業内容

別添業務委託仕様書（案）のとおり

第2 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県暴力団排除条例（平成22年12月24日施行）及び山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当する者でないこと。

① 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者を言う。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を言う。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 宮城県税及び山形県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 本事業の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。
- また、宮城県及び山形県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本事業全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール

1 企画提案募集開始	平成31年4月11日（木）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成31年4月18日（木）
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	平成31年4月22日（月）
4 企画提案への参加申込期限	平成31年5月9日（木）
5 企画提案書の提出期限	平成31年5月16日（木）
6 企画提案の選考	平成31年5月20日（月）
7 企画提案の選考結果の通知・公表	平成31年5月下旬
8 契約締結及び事業開始	平成31年5月下旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

(1) 受付期限 平成31年4月18日（木）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

① 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。提出に当たっては、電子メールの件名に【中国 OTA 募集質問】と記載すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

asia-s1@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第一班）

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年4月22日（月）までに宮城県アジアプロモーション課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合、当課のホームページにその旨掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

② 宣誓書（様式第3号） 1部

③ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

イ 官民を問わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。

ロ 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成31年5月9日（木）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着

(4) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第一班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎14階

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、カラー印刷も可） 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 平成31年5月16日（木）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(5) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第一班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎14階

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

宮城県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議

の上、業務委託候補者を選定する。

ただし、8者以上の応募があった場合には、第一次審査として書面審査を実施する可能性がある。その場合において、プレゼンテーション審査は第二次審査とし、第一次審査を通過した企画提案書のみ審査するものとする。また、第一次審査を通過した企画提案者に対してのみプレゼンテーション審査の詳細について通知し、通過しなかった企画提案者に対しては第一次審査の結果のみ通知する。

なお、企画提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 平成31年5月20日(月) ※実施時刻は別途定める。

(2) 実施会場 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎6階611会議室

(3) 実施方法

① 出席者は1応募者につき3名以内とする。

② 1応募者当たりの持ち時間は15分以内(説明10分、質疑応答5分)とし、宮城県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(5) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画(配点20点)

① 現状及び課題分析と課題解決に向けた業務実施の方向性は適切か(10点)

② 業務の全体計画、スケジュールは適切か(10点)

(2) 業務別の内容(配点70点)

① 宮城・山形専用ページについて、市場シェア及び宮城・山形への送客状況を踏まえ、連携するOTAの選定は適切か(20点)

② 宮城・山形専用ページについて、送客につなげる工夫がなされているか(20点)

③ FAMツアーについて、実施する時期及び行程は適切か(10点)

④ モニターツアーについて、参加者の選定手法及び情報発信媒体は適切か(10点)

⑤ 映像制作会社の招請について、被招請者の選定は適切か(10点)

(3) 業務の実施体制及び効率性(配点10点)

① 実施体制、経費配分及び事業の効率性は適切か(10点)

第7 事業費（委託上限額）

本事業に係る事業費（委託上限額）は、12,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、本事業は宮城県及び山形県の連携事業のため、業務の総額は25,079,000円（山形県12,579,000円）で提案するものとする。

第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は宮城県及び山形県に帰属するものとし、また、宮城県及び山形県は本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例

(平成8年宮城県条例第27号)及び山形県個人情報保護条例(平成12年10月13日山形県条例第62号)を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取扱

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本事業により得られた成果は、全て宮城県及び山形県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本事業の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、宮城県及び山形県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次宮城県及び山形県と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「事業者名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた事業実施の方向性

中国市場における OTA の利用状況や宮城県・山形県商品の販売動向等について現状と課題を分析した上で，事業のコンセプトやターゲット設定等，課題解決に向けた事業実施の方向性を記載すること。

(4) 事業の全体計画

① 事業全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

② 事業実施のスケジュール

(5) 事業内容別の説明

提案内容については，提案理由を明確に記載すること。

① 宮城・山形専用ページの開設に関して（専用ページの掲載イメージ及びバナー設置場所を画像等を用いて説明）

② FAM ツアーの実施に関して

③ モニターツアーの実施に関して

④ 映像制作会社の招請に関して

(6) 事業の実施体制及び効率性

事務局の人数と役割など，事業の実施体制を記載すること。

(7) 概算見積書

事業内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等 A4版片面印刷，表紙と目次を除き，20ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部